

### 【制度見直し前の状況】

- 耕作放棄地の発生が見込みを上回り、農地の総量確保目標と現実に乖離が発生
- 総量確保目標の設定にあたり、国と地方で十分な議論が尽くされていないなど、目標設定プロセスに課題
- 大臣許可・協議に係る農地転用に多大な時間・手間を要し、迅速性に欠けるとともに、総合的なまちづくりに支障
- 総量確保目標の達成に向け、農地の集積・集約化、耕作放棄地対策に取り組む必要

### 【地方分権改革による権限移譲等】

#### ○ H27. 6 第5次地方分権一括法制定

- ① 農地の総量確保のための仕組みの充実  
〔 国の目標面積の設定に市町村の意見聴取手続を創設等 〕
- ② 農地転用許可の権限移譲等  
〔 農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、農地転用許可に係る事務権限を地方に移譲等 〕
- ③ 指定市町村制度の創設  
〔 農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して大臣が指定する市町村に都道府県と同様の権限を移譲 〕

※ 施行期日：平成28年4月1日

### 【地方六団体による一体となった取組み】

- 「地方分権改革有識者会議農地・農村部会」・「国と地方の協議の場」等において、地方六団体が一体となって継続的に働きかけ
- ・H25.10 農地制度に係る支障事例等について  
(全国知事会・全国市長会・全国町村会による提言)
- ・H26. 8 農地制度のあり方について  
(地方六団体による提言)
- ・H26.10 国と地方の協議の場(H26年度第2回)
- ・H27. 1 国と地方の協議の場(H26年度第3回)

### 【期待される効果】

- 農地の確保と総合的なまちづくりの両立

	現行制度	改正後	
		都道府県 ※国協議 (法定受託事務)	指定市町村 ※国協議 (法定受託事務)
4ha超	国	都道府県 ※国協議 (法定受託事務)	指定市町村 ※国協議 (法定受託事務)
2ha超 4ha以下	都道府県※国協議 (法定受託事務)	都道府県 (自治事務)	指定市町村 (自治事務)
2ha以下	都道府県 (自治事務)		